

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 5 月 17 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600386 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700017 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる各賞与支給日に係る標準賞与額については、それぞれ別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる各賞与支給日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる各請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月  
② 平成 21 年 7 月  
③ 平成 21 年 12 月  
④ 平成 22 年 7 月  
⑤ 平成 22 年 12 月  
⑥ 平成 23 年 7 月  
⑦ 平成 23 年 12 月  
⑧ 平成 24 年 7 月  
⑨ 平成 24 年 12 月  
⑩ 平成 25 年 7 月  
⑪ 平成 25 年 12 月  
⑫ 平成 26 年 8 月

A 社から、請求期間において賞与が支給されていたが、当該期間の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。所持している賞与明細書において厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求者から提出された賞与明細書 (写) 及び給与所得の源泉徴収票 (写) 並びに A 社から提

出された源泉徴収簿兼賃金台帳（写）により、請求者は請求期間①から⑫までにおいて賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記の賞与明細書（写）及び源泉徴収簿兼賃金台帳（写）には記載がなく、事業主に照会したものの不明と回答があったが、請求期間⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫については、同僚から賞与支給日を特定できる回答が得られたため、当該回答の日付により認定し、別表の第1欄に掲げる賞与支給日とすることが妥当である。

そして、請求期間①、②、③、④、⑤、⑨及び⑩については、同僚照会においても賞与支給日を特定できる回答が得られなかったため、賞与支給月の月末と認定し、別表の第1欄に掲げる賞与支給日とすることが妥当である。

2 請求期間の標準賞与額について、請求期間①及び②については、上記の給与所得の源泉徴収票（写）及び源泉徴収簿兼賃金台帳（写）により、確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から別表の第2欄に掲げる当該期間の標準賞与額とすることが妥当である。

また、請求期間③から⑫までについては、上記の賞与明細書（写）、給与所得の源泉徴収票（写）及び源泉徴収簿兼賃金台帳（写）により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間③に30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、15万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1万1,778円）を、請求期間④に20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（7,852円）を、請求期間⑤に30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、14万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1万1,778円）を、請求期間⑥に20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、9万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（7,852円）を、請求期間⑦に28万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、13万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1万992円）を、請求期間⑧に20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、9万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（7,852円）を、請求期間⑨に25万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、11万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（9,815円）を、請求期間⑩に20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、18万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1万5,255円）を、請求期間⑪に25万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、24万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（2万544円）を、請求期間⑫に20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、19万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1万6,264円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間③から⑫までに係る標準賞与額については、上記の賞与明細書（写）又は源泉徴収簿兼賃金台帳（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる当該期間の標準賞与額とすることが必要である。

3 事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑫までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑫までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄		第2欄
請求期間	賞与支給日	標準賞与額
請求期間①	平成20年12月31日	25万円
請求期間②	平成21年7月31日	23万円
請求期間③	平成21年12月31日	15万円
請求期間④	平成22年7月31日	10万円
請求期間⑤	平成22年12月31日	14万7,000円
請求期間⑥	平成23年7月30日	9万8,000円
請求期間⑦	平成23年12月14日	13万4,000円
請求期間⑧	平成24年7月30日	9万6,000円
請求期間⑨	平成24年12月31日	11万8,000円
請求期間⑩	平成25年7月31日	18万2,000円
請求期間⑪	平成25年12月21日	24万円
請求期間⑫	平成26年8月12日	19万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600415 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700018 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月8日の標準賞与額を47万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月8日

年金事務所からの連絡により、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与賞与明細書(写)及び預金通帳(写)により、請求者は、A社から平成17年7月8日に賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額(47万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月8日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600409 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700003 号

## 第 1 結論

昭和 52 年\*月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年\*月から昭和 58 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 10 月頃に、A 市役所の支所か出張所の窓口で、女性職員から今から遡って二十歳からの国民年金保険料を納付することができると勧められたため、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額についての記憶はないが、金融機関で納付したと思う。

請求期間が未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 56 年 10 月頃に、A 市役所の支所か出張所の窓口で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日からみると、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、昭和 58 年 12 月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料については、金融機関で納付したと思うと主張しているが、請求者は、保険料の納付時期及び納付金額等について記憶が明確でないことから、請求期間の保険料の納付状況が不明である上、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間のうち昭和 52 年\*月から昭和 56 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者は、所持している年金手帳は 1 冊のみであり、ほかには発行されていないと陳述している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の手帳記

号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。